

地方史論議の今日的意味

奥田晴樹

(一)

地方史研究協議会の機関誌『地方史研究』は二〇〇号を迎えて「地方史の現在」を特集し、本年度の第三七回東京大会は地方史論をテーマとしている。筆者はそのいずれにも実務担当者としてかかわっている関係から、地方史について、様々な角度からあらためて学ぶこととなった。(1) しかも、歴史教育者協議会の研究委員地域部会のメンバーにも加えられ、歴史教育の面でもこの問題をつっ込んで検討を迫られ、若干の考察を試みている。(2)

『地方史研究』の二〇〇号記念特集の投じた一石は、地方史研究協議会の月例研究会や、同誌第二〇二号の東京大会問題提起特集などを通じて、活発な地方史論議を呼び起こしている。ただ、そこで痛感されることは、地方史研究の伝統的なあり方ともかわって、論議が一方で著しく抽象性を帯び、また他方ですぐれて経験主義的となっている点である。その結果、従来の地方史の研究や運動に清算主義的な態度で臨む傾向が生じて来るおそれもなしとしない。

今日の地方史論議に求められるのは、過去の研究や運動についての発展的理解をほどこし、現在の到達点を確認して、その問題点を検出し、今後の進路を見定めることである。そうした作業を進めることに論議の意味が存する。以下で、若干の論点整理を試み、これらの論議の発展的展開の一助としたい。

(二)

地方史研究は、戦後の出発にあたり、戦前の「郷土史」に批判を加え、それを改造し包摂せんとした。この第一段階は一九五五年を境として終わりをつける。それは、「世界史の基本法則」の地域的貫徹の確認、一般的な歴史諸事象の地方的例証といった、津田秀夫のいう「地方―地方」型の地方史研究のあり方が、戦後歴史学の

主流的研究動向からとり残され、しかも研究対象への愛着を伴わない、いわば「地域ニヒリズム」とも言うべき研究態度を生み、「郷土史」を克服し得ない結果となったからである。(3)

第二段階では、「郷土史」との併存を認めざるを得なくなった案件の下で、方法的模索が進められた。これは一九六〇年代末で終わりをづけ、高度成長、住民運動や自治体革新運動を背景とした、自治体史編纂事業の盛行、「地域掘りおこし」運動の展開、「地域史」の提唱によって新たな局面を迎える。この第三段階では、研究対象となる地域の、あらゆる角度からの全面的な歴史的究明が、研究の第一義的目的とされ、しかもそうして全体像がつかまえられた地域が如何にして日本全体を規定し、それを形成する環となっているかを探究することによって、日本史の全体像理解の変更・発展を促す、津田のいう「全国―地方」型の地方史が求められていた。その際、文献資料にのみ依存する研究方法では一定の限界があり、非文献資料の活用、文献資料との結合についての科学的方法の確立が必要となってきた。

こうした方向は、「中央―地方」型の地方史への反省から「郷土史」への解消さえ唱えられた、第二段階における方法的模索の中から出て来たものである。第三段階は、「地域掘りおこし」運動や「地域史」の問題提起を受けて、そうした方向に気づいて行く過程であった。今日の地方史論議はその総括を意味すると言えよう。いまやその方向を研究成果として実らせる第四段階へと歩み出さねばならない。そこでの研究は「地域掘りおこし」運動や「地域史」がかかえる問題点の克服にも寄与するようなものとして、進められて行くことが期待されている。

(三)

第三段階の地方史研究が挑戦を受けた「地域史」について、少しく検討しておこう。(4)

そもそも、歴史研究が地域に注目するようになるのは、一国史が単一の様相のもとに展開するのではなく、地域的なヴァリエーション

ンがあることに気づくところからである。もっとも、政治史ではこういう認識は生じ難く、それ以外の分野、とくに社会経済史の領域からおこって来る。戦後歴史学へ接続するものという範囲でみると、戦前における地主制研究の中で山田盛太郎によって立てられた地主制・日本農業の四つの地帯Ⅱ型論を嚆矢とする。その中から北海道と植民地を除いた東北型と近畿型を、戸谷敏之が近世へ遡及させ、東北日本型と西南日本型、後者をさらに阿波型と摂津型に分類し、しかも類型論として用いた。戦後歴史学は、この戸谷の地域類型論を引き継いで出発するが、地方史研究もまたそれを方法的基盤としていた。⁽⁵⁾

この方法の根元には、世界一―国―地域を貫串する「世界史の基本法則」があり、地域的差異もその普遍法則の発現形態のヴァリエーションにすぎないと考えられていた。しかし、この法則観に一九五〇年代後半以降、動揺が生じ、一九七〇年代後半にはもはや修復不能な状態に陥る。⁽⁶⁾これが、「地域史」登場の第一の前提である。第二の前提は、高度成長を背景として盛んとなった自治体史編纂事業である。ここでは、膨大な地方史料の発掘が進む一方、その事業に数多くの研究者を巻き込み、従来の歴史研究が、きわめて限られた史料の根拠の上に歴史的全体像を組み立てていたことや、一国史の全体像構築を研究の究極目的としていたことなどについて反省をもたらした。

かかる前提の下に登場した「地域史」の地域像は、「世界史の基本法則」的発想を基礎とし戦後の地方史研究の主流をなす「中央―地方」型の、地域を全体像の凝縮、普遍に対する個別ととらえる見地でもなければ、津田が提唱するような「全国―地方」型の、地域を全体像成立上、不可欠の構造部分、全体に対する部分とみる考え方でもない。地域それ自体を、一個の完結した世界、全体像とみようとするのである。そこから、一国史の相対化という発想も出て来る訳だが、一国史や世界史との関係づけについて新たな理論の定立が求められて来る。そこで、時間や空間における実体的連関を捨象

しても成り立ち得る比較論、つまり社会学、文化人類学、民俗学などの方法が援用されることになる。こうして、「地域史」は「社会史」と結びついて行くのである。

頂度、この地方史研究の第三段階の時期は、戦後歴史学が進めていた「世界史の基本法則」的発想の再建作業が「アジアの生産様式」論争を通じて破綻し、内外情勢の変化ともあいまって、発展段階論的な法則観や世界史像（未来像も含んだ）に修復不能な動揺を生じ、戦後歴史学にかわる「新しい歴史学」が模索されていた。「地域史」や「社会史」はこうして登場して来る訳だが、これらは、戦後歴史学の一翼を担って来た地方史研究にとって、「郷土史」との併存状態の下で進めていた方法的模索と部分的に重なる一面をもっている。即ち、①地域の歴史的究明を第一義的な研究目的とし、そこから全体像の見直しを迫ろうとする動向や、②非文献的な資料を活用した研究方法を導入しようとする点である。しかし、地方史研究は、「郷土史」に回帰する訳に行かないのと同様「地域史」に解消してしまいうこともできない。

(四)

「社会史」と結びついた「地域史」で、はたして当該地域の歴史的理解、そしてそこがかかえる問題の歴史構造的契機の把握がなし得るだろうか。他の地域と政治的ないし経済的に結合され、それが当該地域のあり方に何某の程度において規定している事実に向けたとき、そうした結合を成立せしめる契機が当該地域の内部に皆無であるとは考え難い。とすれば、まさにそこにその地域の歴史的問題点、従ってその自主性回復の鍵があり、それを究明すべく歴史研究が進められねばならない。いったい、「地域史」にこうした研究を期待することができるだろうか。

「社会史」的「地域史」のトレーガーのひとりである塚本学は、筆者への反批判⁽⁷⁾の中で、「日本内各地方に対しては普遍的な文明、地球規模世界に対しては独自の文化という顔を、国家という集団がとりかねないこと」への警戒から「国家という集団を多くの地域集

団のなかのひとつとみて、これをあまりに特殊化しないこと」を主張し、ここに「地域史」の現実的意義を見出そうとしている。しかし、この主張は、塚本が「多元的国家論に理論的根拠を求めめる意欲」をもつていようがまいが、客観的には多元的国家論と称される国家―地域に関する社会科学的理解のあり方以外の何者でもない。

塚本にとって、社会科学の諸理論とは、「基本的には、その時代の国家観・社会観の例として検討する対象であって、出発点は、あくまで我々の生であり、理論は、先学からのヒントをうけつつも我々自身が構築すべきもの」なのだそうである。なるほど、社会科学の諸理論が具有する歴史的なイデオロギー性に注意を払わねばならないが、それらの諸理論が研究と現実の検証を受けつつ、社会現象の客観的認識を構築していく側面を見落しては、社会科学の科学としての存在そのものを否定することにもなりかねない。「生体験」に立脚してどんな「理論」を組み立てようと勝手だが、その「理論」は社会科学の理論史のパスベクトイブの中において検討に付されねばならない。もつとも、歴史学は社会科学とは無関係だとか、社会科学の普遍的成立を否定するといった、歴史主義的発想に立つならば別の話だが。

とまれ、「地域史には、いくつもの地域集団のカテゴリの差に応じて、幾段階ものそれがあり、国家もまた、そうした地域カテゴリのひとつ、さしあたり現代においてたいへん大きな意味をもつ地域集団と考えた」塚本の見解は、多元的国家論と同種のものとして確認して差支えなからう。とすれば、多元的国家論に対する同様の理論的批判が加えられねばならないが、いまは置いておこう。ただ、かつての多元的国家論が大衆社会状況を背景とした現代国家の官僚制的権力集中の傾向に危惧するところから出発し、民主主義の立場からその傾向に歯止めをかけようという歴史的なイデオロギー性を有し、塚本の国家への警戒感もまた同様のものでありながら、「国家変革に収斂させて歴史を見、現代を考える立場を離れよう」としているのはどうしたことだろうか。

ここに、「地域史」の根本的な問題点が如実にあらわれていると思う。地域の自治を検出することで国家を相対化しようとする「地域史」の試みには理論と研究史の上で容易ならざる壁があることを指摘しておいたが、⁽⁸⁾ それには何の反論もなされず、歴史研究を国家変革をかかわらせることへの拒絶反応だけが示されている。こうなると、国家の相対化はいったい何のために追求されているかと反問せずにはおれない。警戒感はある、国家を相対化する「知の冒険」はしてみるが、現状への働きかけは回避するというのだろうか。もし、そうならば、歴史研究者の社会的責任という点で疑念を生じない訳にはいくまい。

(五)

もつとも、地域を国家変革とかかわらせさえすればよいというものではない。永原康二は、山城国一揆の惣国・惣荘の自治を民衆の本源的権利としての自治を回復したものだとして評しているが、⁽⁹⁾ そこでは団体自治と住民自治の区別もなく、自治獲得の世界史的発展的意義もルソーばりの人権回復論の中へ解消されてしまっている。永原と塚本では一見異なる立場のようにも思えるが、「地域丸がかえ」の歴史像を描き、「地域立てこもり」に積極的意義を見出そうとし、国家を地域にとって外的な存在としか考えない点では同類と言えよう。

なるほど、「地域籠城」型の「地域史」は、当該地域を諸地域の権力的結合―編成から切り離して把握するという点で、国家を相対化する歴史認識を提示し得るだろう。それは、反動攻勢に劣勢状態で対峙し陣地戦を余儀なくされているような政治的条件の下では、国家変革を志向する側にとつても陣地戦を歴史学的に意味づけるといふ効用があるにちがいない。しかし、仮りに、全ての地域を権力的結合―編成から順次離脱させて行く形での国家変革が可能であったとしても、諸地域間の錯綜する利害対立を調整してそれら相互の連帯を組み立てるのはまことに容易ではあるまい。頂度、ナショナリズムの衝突をリージョナリズムの次元へと拡散させる格好となる

う。⁽¹⁰⁾ そもそも、世界経済と国民経済の關係と、国民経済と地域経済の關係とを同一視し、前者と同様の政治的障壁を後者にも築いたとしても、地域が経済的に成り立ち得るとの前提が、この種の無政府主義流の国家変革論には必要である。

実際には、民族自決主義が世界変革の現状において如何にポジティブな意義を有しているにしても、世界経済に対する政治的障壁を強化する方向では国民経済の發展を望めないが故に、非同盟主義が毛沢東主義流の「自力更生」ではなく「新国際経済秩序」なるものを提唱せざるを得ないのである。しかも、その成立を阻んでいるのは、多国籍企業や超大国の覇権主義ばかりではなく、宗教・人種等を重要な契機とする国家間紛争や、資源の有無から生ずる経済的利害対立などでもあることは周知だろう。かく考えると、世界変革を民族自決主義一本槍でやり抜けると断定しされるものかどうか、いささか躊躇せずにはおれない。

いわんや、国家変革が陣地戦だけで結着するとは考え難い。陣地戦から機動戦へと展開する局面にも備えておかねばなるまい。機動戦によって権力中枢の交替が生じた場合、諸地域の権力的結合―編成の組み替えが早晚日程にのぼって来よう。その際、各地域の自己主張の寄せ集めで事足りるとは思えない。そこでは、国家全体のあり様について如何なる国民的合意が形成されているかが決定的な役割を演ずることになるだろう。こうした事態を予想した場合、地域を国家から切り離す契機の検出に努める「地域籠城」型の「地域史」ではなく、地域が国家にどう編成されているか、地域の中のどのような契機がそれを支えているのかを追究する「全国―地方」型の地方史こそが、陣地戦の歴史学的意味づけという前者の戦術的意義をのりこえる、国家変革における戦略的意義をもち得るに相違ない。

(六)

地方史研究と密接な関連の下に展開して来た地方史運動についても考えてみよう。

地方史運動は、敗戦直後の混乱、農地改革の展開により散逸の危

機に直面していた農村史料などの保存への取り組みから出発した。史料保存運動は、自治体史編纂事業が盛行する中で新たな段階をむかえる。事業の進行に伴って収集された膨大な史料の保存・利用の必要の認識が深まり、そのための専門機関の設立も相次いだ。もっとも、それは、事業に動員された研究者予備軍の、事業終了後の受皿という役割ももっていた。こうして、自治体史という形態での地方史研究を恒常的にすすめる職業的研究者を大量に生み出し、史料保存運動のイニシアティブは次第にそうした職業的研究者の掌中に握られるようになる。「行政改革」が史料保存・利用機関の新設を阻み、既成の機関も元来恵まれなかった研究条件を一層困難とするに及んで、職能運動化の傾向を強めて、今日に到っている。⁽¹¹⁾

しかし、地方史運動を史料保存運動、いわんや職業的の地方史研究者の職能運動に矮小化してよいはずはない。ここで、地方史運動の目的とはいったい何なのか、あらためて考えてみねばなるまい。それは、地域住民の歴史意識の科学的深化、地域問題への関心の喚起、「郷土」愛の涵養など、幾つかがあげられよう。そこには、地方史を素材として、地域住民の自己認識に、歴史に由来するものとして如何なる契機を獲得させるかをめぐる、ベクトルの向きを異にする二つの立場を見出せる。一方は人類の共同性への普遍化志向、他方は地域の自立性への個性化志向である。民族や国民のカテゴリーは前者では人類との共通性を発見する、後者では他民族・国民と区別する固有性を自覚する、という相反する媒介的意義を付与されている。だが、いずれにせよ、史料保存運動をもってその目的を達し得るものでないことは確かである。

しかも、地方史をとりまく環境、地域住民のニーズは、自治体史の編纂や史料保存・利用機関の設立というレベルでは対応しきれないところまで来ている。政府・自治体の地域政策は、地方史研究や史料保存運動を、大都市圏の「ふるさと」づくりや過疎地域の「村おこし」運動に利用しようとしている。ここでは、単に地域住民の精神的統合の紐帯を地方史に求めるのみならず、史実や伝説、史料・

史跡や文化財などの観光資源化が企てられている。

こうした地域政策の地方史利用の背景には、過密・過疎現象の中で、かつての共同体的結合や家族のあり方が否応なく変容をせまられ、そこから自己の再認識、アイデンティティの契機を歴史、とりわけ身近な地方史に求めようとする地域住民のニーズが存在すると見てまちがいあるまい。しかし、地方史運動がこれに直接応える取り組みはまだ端初的段階にとどまっている。歴史教育のサイドでも、「地域掘り起こし」運動が進められているが、社会教育への展開は不十分であり、学校教育においても授業の成立や全体史教育の手段化される傾向が強く、住民ニーズに応えるレベルには到達していない。¹²⁾ こうした間隙をぬって、新聞・観光などの大資本は、カルチャー・センター方式で一部の研究者を巻き込みつつ、地方史の企業化さえはかっている。

今、地方史運動に求められているものは、一つにはその目的論議である。それは、研究のあり方、「郷土史」や「地方史」との関係についての問題とかかわって進められることになろう。と同時に、地方史運動が住民ニーズに直接応えるべきか否か、応えんとすれば、如何なる方途があるか、検討する必要がある。その際、政府・自治体、資本と研究者との関係原理の確立は避けて通れない課題である。地方史運動をめぐる論議の今日的焦点はここにあると言って差支えなからう。¹³⁾

(七)

地方史運動は、住民ニーズに直接応えて、研究者・教育者・学生と住民が地方史の学習・研究に共同で取り組む活動を進めた経験をもっている。それは一九五〇年代初頭の「国民的歴史学」運動の中でのものだが、目的における普遍化志向一辺倒、実際の政治・社会上の問題解決に直ちに役立てようとする政治主義的傾向、それらの帰結としての地方史理解の主観主義によって、挫折を余儀なくされた。以後、その経験の清算主義的評価が広まり、研究者はその種の活動にきわめて慎重となる一方、研究も全体史研究上の例証史料を

地方史に求める「中央―地方」型が支配的となった。地方史研究者の多くは、学界への史料提供者の地位に甘んずることで、アカデミズムの裾野を形成し、地方アカデミシャン化したと言えよう。

かかる地方史のアカデミズム化の背景には、「高度成長」に伴う大学教育の普及、従って研究職の増加という事情があった。しかし研究力能保有者の増加に研究職の増加が追いつかず、自治体史編纂事業やそれに続いて設立された史料保存・利用機関の吸収能力にも限界があり、小・中・高校の教育現場や研究・教育に無関係の職種へ大量に放出されるようになると、状況に変化が生じて来る。そうした研究力能保有者を中心に、住民ニーズに即して、地方史の自主的な学習・研究活動が始められる。これにまず、歴史教育サイドから反応が起こり、「地域掘り起こし」運動が展開される。次いで、それが慎重な研究者を引き入れ、巻き込む形で「自由民権百年」運動となっていく。

もっとも、ここには、研究者の側にも、内外情勢の変化に戦後歴史学がついて行けなくなっているという危機感があり、「新しい歴史学」の挑戦に対処するためにも何らかの行動をおこさねばならぬという焦躁感が働いていることも見落せない。さらに、研究者の中には、すでに地方史の自主的な学習・研究活動を組織する動きもあらわれている。¹⁴⁾ その中で、「地域掘り起こし」運動や「自由民権百年」の運動の一部にみられる、かつての主観主義的な地方史理解に連なる傾向を戒める必要がある。そうした自覚は生まれてはいるが、まだまだ微弱なものにとどまっている。¹⁵⁾ これは、地方史運動の目的論議と、地域像、歴史形成における地域の位置づけをめぐる検討とが不十分なことと関連している。

自主的な学習・研究活動の組織というハードルを越えないと、地方史運動の新たな展開は望めそうにない。その条件は熟しつつあると思われる。自治体史編纂事業や史料保存・利用機関の業務において、地域住民の地方史学習・研究を組織することに大きなウエイトをおくべきものだとの見地があらわれている。¹⁶⁾ これも、「行政改

「革」下の職能的自衛という側面をもつことは否めないが、自治体史が史料保存運動とは別の形で地方史運動にかかわる途がひらけて来たと言えよう。もっとも、この種の活動は、研究者の努力のみならず、住民の自治能力の成長如何にかかわっている。地方史運動の目的論議もこの問題を考慮に入れて進められねばなるまい。

(八)

小稿執筆中に、地方史研究協議会の東京大会が催された。そこで報告と討論は、地方史論議の論点整理の必要を痛感させるものだった。以上を付記して、小稿のむすびとしたい。

- (1) 拙稿「地方史と歴史学をめぐって」『地方史研究』第二〇〇号 一九八六年四月。
- (2) 拙稿「地方史研究と歴史教育」東京教育大学日本史研究会卒業十周年記念文集『表現』(一九八六年一月)所載。
- (3) 津田秀夫「郷土史教育論」東京教育大学大塚史学会編『歴史教育講座』第一巻、誠文堂新光社、一九五三年一月。この津田論文は今日の地方史論議に多大の示唆を与え、灯台的役割を果たすものと言えるが、その内容と意義については、前掲の二拙稿を参照されたい。
- (4) 「地域史掘りおこし」運動の批判的検討は、内田修道「我々の地域史研究の課題——地域の歴史的断層構造と連続構造——」『京浜歴史研究会報』第十七号、一九八五年四月を参照。
- (5) 山田から戸谷、そして戦後歴史学への方法的展開については前掲拙稿「地方史と歴史学をめぐって」参照。
- (6) この法則は啓蒙史観の一種といわれる(太田秀通「思想としての世界史像」『歴史評論』第二〇〇号、一九六七年四月、のち『世界史認識の思想と方法』青木書店、一九七八年再収)。
- (7) 塚本学「提案と私見若干」『地方史研究』第二〇二号、一九八六年八月。なお、以下の引用は五八〜五九頁。
- (8) 前掲拙稿「地方史と歴史学をめぐって」を参照。
- (9) 永原慶二「日本史における地域の自律と連帯 山城国一揆に

よせて」日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆 自治と平和を求めて』東京大学出版会、一九八六年九月。

- (10) 「地域史」のもうひとつのトレーガーである網野善彦の「東国・西国」論(『地域史研究の一視点——東国と西国——』佐々木潤之介・石井進編『新編 日本史研究入門』東京大学出版会、一九八二年三月)についても、本文と同様の批判が成立しよう。網野の所論は、日本単一民族国家論批判たり得ても、国家批判とはなり得ない。

- (11) そこでは、史料学の領域での飛躍的な発展という成果もたらされている(安澤秀一「史料館・文書館学への道」吉川弘文館、一九八五年一月、大藤修・安藤正人「史料保存と文書館学」吉川弘文館、一九八六年九月)。

- (12) 地方史教育の現状については、前掲拙稿「地方史研究と歴史教育」を参照。

- (13) 歴史科学運動、地方史運動の現状と課題については、拙稿「京浜歴史研と歴史科学運動」『京浜歴史研究会報』第十六号、一九八五年三月、「京浜歴史研と地域史運動」同第二〇号、一九八五年七月を参照。

- (14) 例えば、山城国一揆の地元での学習・研究活動などがある(中津川敬朗「山城国一揆と南山城」前掲『山城国一揆』所収)。

- (15) 主観主義的な地方史理解への自戒は、歴史教育サイドでは依然、十分とは言えない。安井俊夫は、新発見の民間憲法草案を幕末の百姓一揆から自由民権運動への民衆エネルギーの継続を証明する教材としようとした歴史教育上の試みに対して、研究の不十分さを理由にそうした教材化に慎重さを求めた松尾章一を批判している(座談会「歴史学と歴史教育のあいだ」『歴史学研究』第五三三号、一九八六年四月での発言)。「確かに事実の検証は大切です。でも歴史教育の側で発掘されたものを、教育で扱おうとするとき歴史学の側から少し待った方がいいなんて言われると、いつまで待てばいいのか、と思うんです。」

(三九頁) という安井の発言に、性急さを感じずにはおれない。と同時に、幕末の百姓一揆と自由民権運動を民衆エネルギーの継続と見る視角がアプリアリオリな前提となっていることに驚きを禁じ得ない。かかる視角自体が検証されねばならないし、当該史料の歴史的考察もその作業と無関係ではない(なお、松尾の反論「史料批判と教材化——安井俊夫氏の批判にこたえて——」『歴史学研究』第五五九号、一九八六年一〇月を参照)。また、山城国一揆の学習・研究活動の中でも、既成の歴史像をゆるがせられたとき、とまどっているのは歴史教育サイドであった(『山城国一揆』所収の討論記録での栗原敦の発言)。

(16) 例えば、吉田俊純「市町村史の意義と方法」『地方史研究』第二〇二号、参照。

(一九八六年一〇月二四日稿了)